

特定複合観光施設区域整備法に係る説明会 説明資料

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

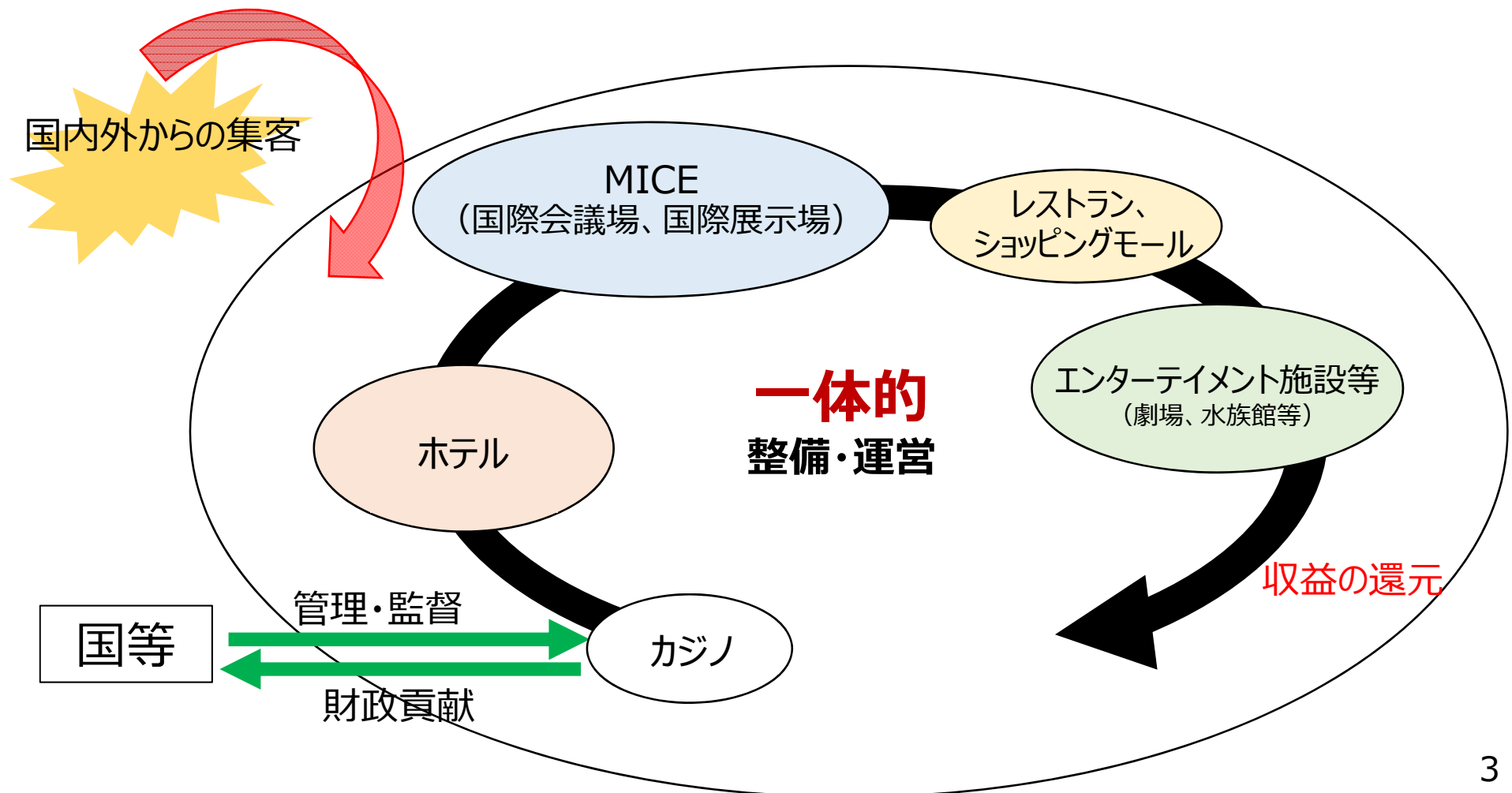
目 次

1. IR（統合型リゾート）とは何か
2. IR整備法の概要
3. 開業までのプロセス
4. 弊害防止対策
5. 刑法の賭博に関する法制との整合性
6. 主な政令事項の基本的な考え方

1. IR（統合型リゾート）とは何か

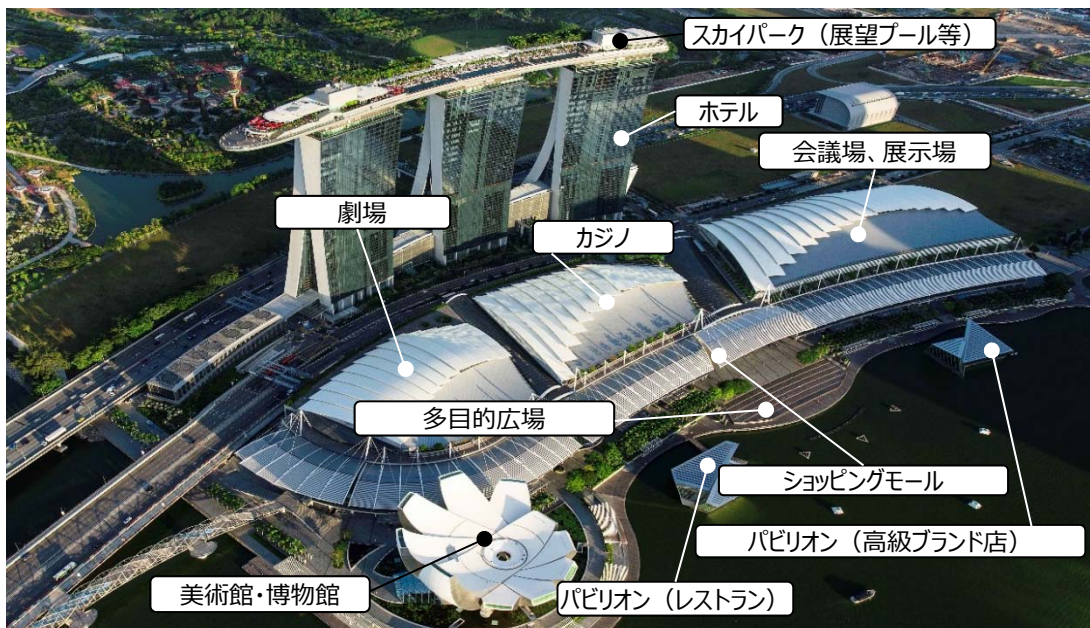
I R（統合型リゾート：Integrated Resort）とは何か

- 「観光振興に寄与する諸施設」と「カジノ施設」が一体となっている施設群
- カジノの収益により、大規模な投資を伴う施設の採算性を担保
- 民間事業者の投資による
 - ・集客及び収益を通じた観光地域振興
 - ・新たな財政への貢献



(参考) シンガポールのIRの例

マリーナ・ベイ・サンズ



リゾート・ワールド・セントーサ

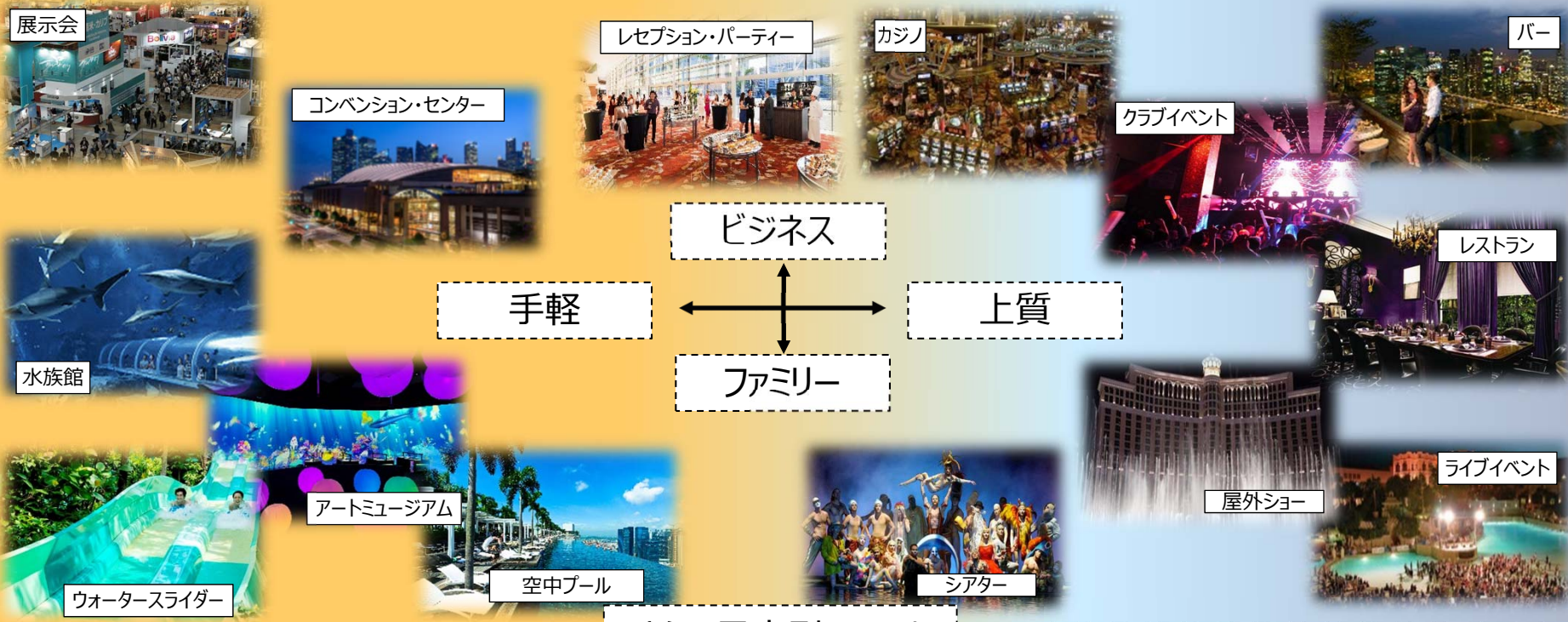


諸外国におけるIRのコンテンツの例（民間の自由な発想を活かした多様なコンテンツ）

諸外国のIRでは、民間ならではの自由な発想によりカジノ収益を活用して、昼夜を問わず、ビジネスからファミリーまで、上質なものと手軽なものまで、幅広いコンテンツが提供されている。

昼

夜



さらに日本型IRでは

- IRで様々な日本の魅力を体験し、思い立ったら、すぐに、気軽に、日本各地へ。
- これらを通じ、日本各地における **新たな観光ビジネスのモデルの確立**を目指す



公共政策としての「日本型IR」に係る根本原則等について

【我が国におけるIR導入に関する根本原則】

我が国におけるIRの導入は、単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものではなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するものでなければならない。

<制度設計の柱>

1. 世界初のIR法制度：

「観光先進国」にふさわしい集客施設と収益面の原動力となるカジノ施設を法制度上一体化

2. 魅力ある「日本型IR」：

民間事業者ならではの創意工夫を活かし、

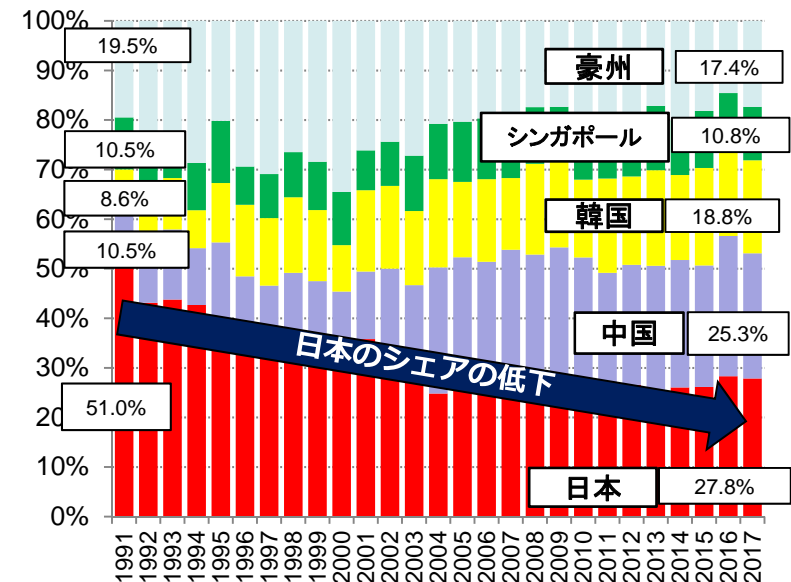
- ① 世界で勝ち抜くMICEビジネスの確立
- ② 滞在型観光モデルの確立
- ③ 世界に向けた日本の魅力発信

等により、「観光先進国」としての日本を実現

3. 諸外国と比較して遜色ない世界最高水準のカジノ規制

諸外国と比較しても遜色なく、かつ、諸外国に例のない規制（きめ細やかな入場回数制限等）も盛り込んだ世界最高水準の規制

アジア・大洋州主要国の国際会議開催件数に対する日本のシェア推移



(出典) ICCA (国際会議協会)
統計を基に観光庁において作成

IRの開業前後で見られるシンガポールにおける変化（公共政策として効果の発現）

- シンガポールでは、国際観光地としての魅力を取り戻すため、2005年にリー・シェンロン首相は、国策としてカジノを含むIRを誘致することを決断し、IRの中にMICE施設等の施設に加え、アイコンックな宿泊施設、エンターテイメント施設等魅力的な施設の整備を行ったこと等により、様々な指標に変化が見られる。
- IR開業（2010年）前後の5年間で、具体的には以下のような増加が見られるなど公共政策として効果が発現。
 - ・国際会議開催件数は23%増加していることに加え、外国人旅行消費額も86%増加
 - ・宿泊施設については、客室供給総数は30%増加する中で、稼働率は13%増加し、客室単価（富裕層向け）も36%（46%）増加

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	対2009年比
外国人旅行者数	968万人	1,164万人	1,317万人	1,450万人	1,557万人	1,510万人	156%
外国人旅行消費額※2	1.00兆円	1.49兆円	1.75兆円	1.82兆円	1.85兆円	1.86兆円	186%
外国人旅行消費額※2 (エンタメ関連)	158億円	3,160億円	4,245億円	4,127億円	4,308億円	4,586億円	2,897%
国際会議開催件数※1	689件	725件	919件	952件	994件	850件	123%
BTMICE目的訪問人数※3	261万人	338万人	356万人	406万人	405万人	377万人	144%
ホテル客室(総数)	1,134万室	1,162万室	1,267万室	1,275万室	1,339万室	1,470万室	130%
ホテル稼働率	75.8%	85.2%	86.0%	86.5%	86.3%	85.5%	113%
ホテル客室単価※2 (Luxury)	14,950円 (24,909円)	17,181円 (27,992円)	19,491円 (31,469円)	20,635円 (34,016円)	20,351円 (34,371円)	20,351円 (36,413円)	136% (146%)

※「Annual Report Tourism Statistics」、を基に事務局において作成 ※1：(出典)日本政府観光局(JNTO)国際会議統計2015(UIA国際会議統計より)
 ※2：「1US\$=78.75円」で計算 ※3：「Annual Report Tourism Statistics」の訪星外国人旅行者数及び目的別訪問率を基に算出

2. IR整備法の概要

※IR推進法第5条：政府は、必要となる法制上の措置については、同法施行後1年以内を目途として講じなければならない。

1. 目的

- 適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした特定複合観光施設区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するため、必要な事項を定め、もって観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資することを目的とする

2. 特定複合観光施設（IR）区域制度

- 「特定複合観光施設」は、カジノ施設と①**国際会議場施設**、②**展示等施設**、③我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演等による**観光の魅力増進施設**、④**送客施設**、⑤**宿泊施設**から構成される一群の施設（⑥その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設を含む）であって、**民間事業者により一体として設置・運営**されるものとする
- 国土交通大臣による基本方針の作成、**都道府県又は政令市（都道府県等）は公募により民間事業者を選定**した上で区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やIR事業者の監督等所要の制度を規定
- 認定申請に当たり、**都道府県はその議会の議決及び立地市町村の同意、政令市はその議会の議決を要件化**
- 認定申請に関する**立地市町村の同意**に当たっては、**条例により立地市町村の議会の議決事項**とすることも可能
- 認定区域整備計画の数の**上限は3**とする
- IR事業者に対し、**カジノ収益の活用**に当たって、**国土交通大臣による毎年度の評価結果**に基づき、IR事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け

特定複合観光施設区域整備法の概要②

3. カジノ規制

- IR事業者は、**カジノ管理委員会の免許**（有効期間**3年**・更新可）を受けたときは、カジノ事業を行うことができる。この場合、免許に係るカジノ行為区画で行う、免許に係る種類及び方法のカジノ行為については、刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等凶利）は適用しない
- **その他のカジノ事業関係者**（主要株主等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、**免許・許可・認可制**とする
- カジノ施設を1に限定するほか、カジノ行為区画のうち面積制限の対象部分及び上限値を政令等で規定
- カジノ事業者は、業務方法書、カジノ施設利用約款、依存防止規程（**本人・家族申告による利用制限**を含む）及び犯罪収益移転防止規程の作成を義務付け、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）
- 日本人等の入場回数を**連続する7日間で3回、連続する28日間で10回**に制限。本人・入場回数を確認手段として、**マイナンバーカード及びその公的個人認証**を義務付け
- **20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者**については、**カジノ施設への入場等を禁止**。**カジノ事業者に対しても**、これらの者を入場させてはならないことを義務付け
- このほか、カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等、特定金融業務（貸付け等）、業務委託・契約、広告・勧誘、カジノ施設等の秩序維持措置、従業者等について所要の規制を行う

4. 入場料・納付金等

- 日本人等の入場者に対し、**入場料・認定都道府県等入場料**として、**それぞれ3千円/回**（24時間単位）を賦課
- カジノ事業者に対し、**国庫納付金**（①カジノ行為粗収益（GGR）の**15%**及び②カジノ管理委員会経費負担額）、**認定都道府県等納付金**（GGRの**15%**）の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、納付金の額に相当する金額を、観光の振興に関する施策、地域経済の振興に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに社会福祉の増進及び文化芸術の振興に関する施策に必要な経費に充てるものとする

特定複合観光施設区域整備法の概要②

5. カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置。委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

6. 施行期日等

- 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、順次、政令で定める日から施行
- 最初の区域整備計画の認定日から起算して5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要がある場合に所要の措置。ただし、認定区域整備計画の数については、「7年を経過した場合」とする

中核施設に関してよく聞かれる質問

【中核施設に関する事項】

Q1 : IRの中核施設について、法第2条第1項各号に掲げられる施設はそれぞれ整備することが必要なのか。それとも、兼用が認められるのか。

⇒A : IRとして認められるためには、法第2条第1項第1号～第5号に掲げられるそれぞれの施設が、専ら各号に定める機能を発揮するものとして整備される必要がある。このため、1つの施設が法第2条第1項第1号～第5号に定める機能を兼用することは想定していない。

Q2 : 既存施設を活用することは認められるのか。認められるとすれば、その際どのような点に留意すればいいのか。

⇒A : 既存の施設の活用も排除はされないが、区域整備計画には記載事項として「見込まれる経済的社会的効果に関する事項」などを求めるとともに、認定基準として「観光及び地域経済の振興に寄与すると認められるものであること」などを規定しており、大規模な民間投資が行われ、大きな経済効果・雇用創出効果をもたらすものとするを想定。既存の施設をIR施設に位置付ける場合には、所有権や運営権を設置運営事業者又は施設供用事業者に移管することが必要。また、民間事業者の公正・公平な選定の観点から、当該施設の利活用についてオープン・アクセスを確保することも必要。

公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；IR区域・IR事業者

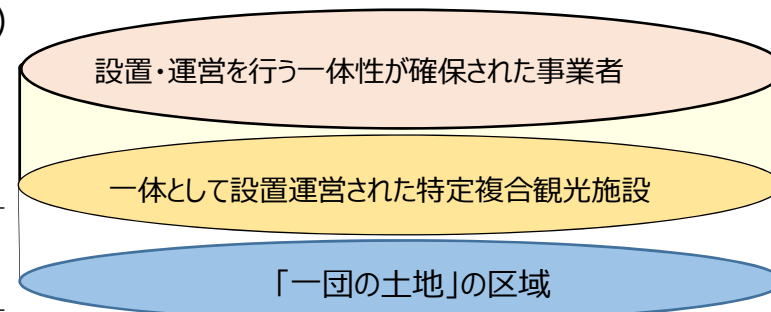
＜IRに係る制度設計に関する基本的枠組み＞

（IR区域・IR事業者）

① 一団の土地の区域に1つのIR施設（カジノ施設は1つ）を1つのIR事業者が設置・運営

（特定複合観光施設と特定複合観光施設区域との関係（イメージ図））

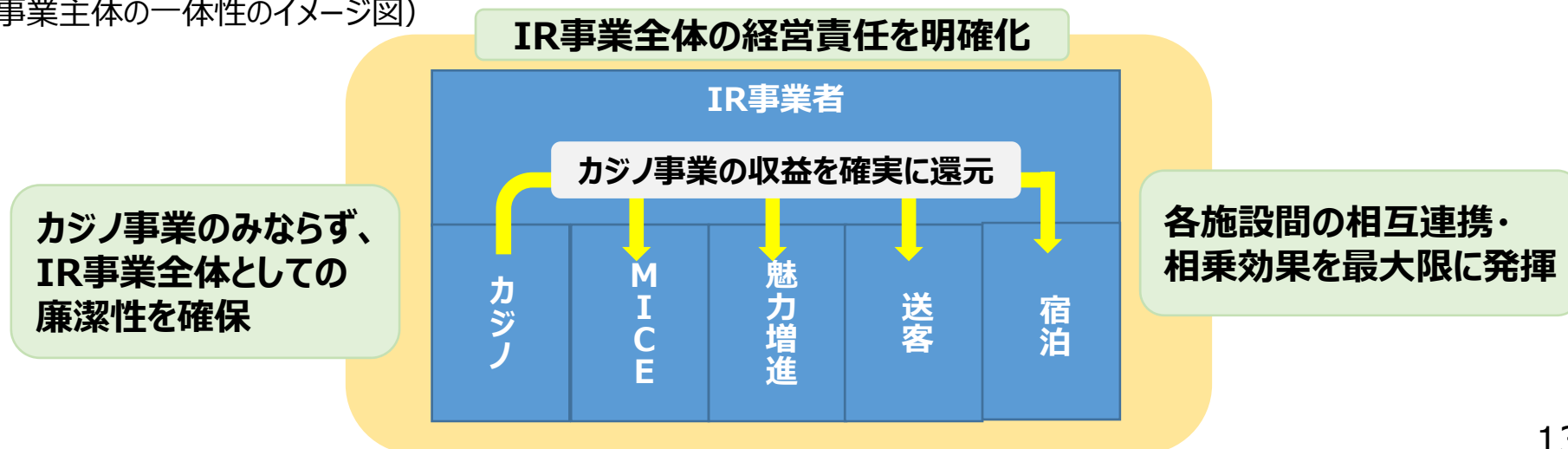
一つの特定複合観光施設
特定複合観光施設ごとに当該施設が設置される単一の区画
= 特定複合観光施設区域（施設の敷地の範囲と同一）



（IR区域・IR事業者）

② IR事業者は、カジノ事業を含めたIR事業全体を所有・経営・運営する一体性が確保された事業形態が原則。一方、カジノ管理委員会の免許等を条件に、土地・施設の所有権等が分離する事業形態及びカジノ事業以外のIR事業の運営委託を伴う事業形態も可能。ただし、IR事業者は自らIR施設を設置・運営する必要があり、自ら事業を実施しない「純粹持株会社」はIR事業者として認められない。

（事業主体の一体性のイメージ図）



IR区域に関してよく聞かれる質問

Q3 : IR区域は「一団の土地の区域」である必要があるとされているが、どの程度まで認められるのか。

⇒A : 区域整備計画の認定に当たって、個別具体的に判断することになるが、IRの規模に比べて相当程度広い道路や河川等で実質的に分断されるなど社会通念上一体と言えないものは想定していない。しかしながら、例えば、専用の橋で結ぶことにより来訪者が徒歩で行き来できるなど、密接なつながりがあるものは「一団の土地の区域」に該当し得ると考えている。

Q4 : IR区域に、河川、海などを含めることはできるのか。

⇒A : IR区域は「土地の区域」である必要があるので、河川、海、湖沼などがIR区域に含まれることは想定していない。

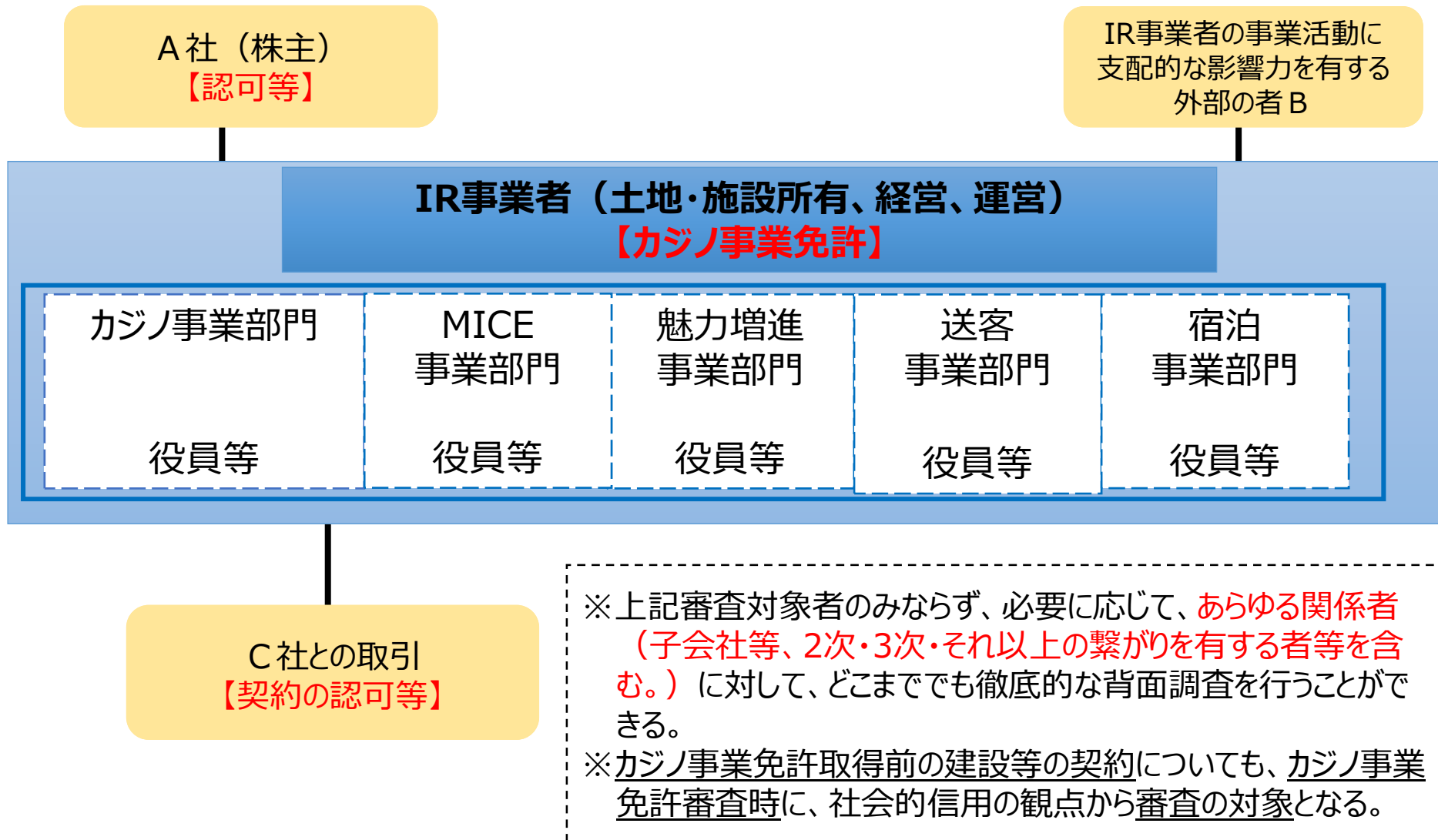
Q5 : 私有地を含むエリアをIR区域にしようと考えている場合に、どのような点に留意すればいいのか。

⇒A : 区域整備計画の事業期間にわたり、契約によりその使用が確保されることが必要。当該土地を活用して運営を行うIR事業者以外の民間事業者が所有する場合は、原則としてカジノ管理委員会の認可が必要。また、民間事業者の公平・公正な選定の観点から、オープン・アクセスを確保することも必要。

公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；カジノ規制

<公正・廉潔なカジノ事業のために>

【IR事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許】



公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；カジノ規制

＜公正・廉潔なカジノ事業のために＞

【経営と運営が分離される場合（業務運営委託）：認可制の下で監督】

IR事業者が自らIR施設を設置・運営する必要があり、自ら事業を実施しない「**純粹持株会社**」は認められない。

A社（株主）
【認可等】

IR事業者の事業活動に支配的な影響力を有する外部の者B

IR事業者（土地・施設所有、経営、運営） 【カジノ事業免許】



※上記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまでも徹底的な背面調査を行うことができる。

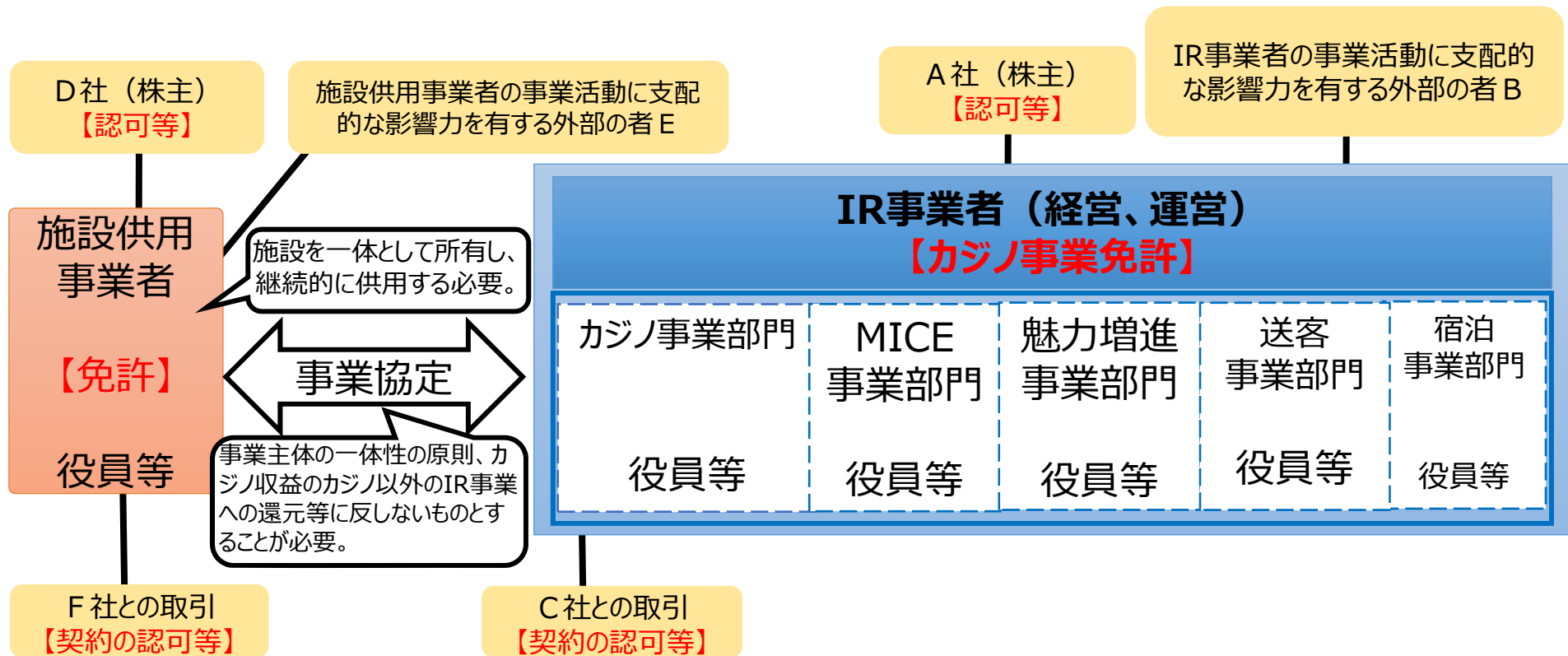
※カジノ事業免許取得前の建設等の契約についても、カジノ事業免許審査時に、社会的信用の観点から審査の対象となる。

公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；カジノ規制

<公正・廉潔なカジノ事業のために>

【免許制等による事業者等の廉潔性確保】

④施設供用事業者は免許、土地権利者は認可の対象とし、廉潔性を確保



※上記審査対象者のみならず、必要に応じて、あらゆる関係者（子会社等、2次・3次・それ以上の繋がりを有する者等を含む。）に対して、どこまででも徹底的な背面調査を行うことができる。

※カジノ事業免許取得前の建設等の契約についても、カジノ事業免許審査時に、社会的信用の観点から審査の対象となる。

IR事業者に関してよく聞かれる質問①

【IR事業者に関する事項】

- Q6**：純粋持株会社や不動産投資法人（REIT投資法人）等がIR事業者（施設供用事業が行われる場合には施設供用事業者も含む。）になることは認められるのか。
- ⇒A：IR事業者は自らIR施設を設置・運営する（施設供用事業者は整備する）必要があることから、自ら事業を実施しない純粋持株会社や事業の大部分を外部委託し、事業実態を伴わない不動産投資法人等がIR事業者になることは認められない。
- Q7**：IR事業（カジノ事業及び法第2条第1項第1号～第5号（第6号施設を整備する場合は当該施設で行われる業務を含む）に掲げる施設で行われる業務）について業務委託を行うことは認められるのか。
- ⇒A：カジノ事業については、原則として業務委託は認められない（法第93条第1項）が、カジノ事業以外のIR事業については業務委託を行うことは可能。しかしながら、カジノ事業免許取得後、IR事業について、業務委託や賃貸等の契約を締結しようとするときはカジノ管理委員会の認可が必要（法第95条第1項）。
- カジノ事業免許取得前の建設等の契約についても、カジノ事業免許審査時に、社会的信用の観点から審査の対象となる。
- Q8**：業務委託等を行う場合に、カジノ行為粗収益（GGR）に連動した金額を支払うことは認められるのか。
- ⇒A：カジノ事業者（IR事業者）は、その行う業務に関して、GGRに連動した金額を支払うことは認められない（法第94条第1号ホ）。
- Q9**：一の事業者が複数のIR区域でIR事業者となることは可能なのか。
- ⇒A：一の事業者が複数のIR区域でIR事業者の公募に応じることは否定はされないが、一つの事業者が、複数の地域において選定され、区域整備計画の認定が申請された場合、当該事業者の財務状況等から、複数の地域で申請された区域整備計画に従ってその事業を確実に実施できるのかを確認することになると考えている。

【IR事業者に関する事項】

Q10：カジノ事業免許の付与に当たって行われる背面調査の対象となる「役員」は会社法上の「取締役」に限定されるのか。また、カジノ事業部門以外の事業に従事する「役員」もその対象となるのか。

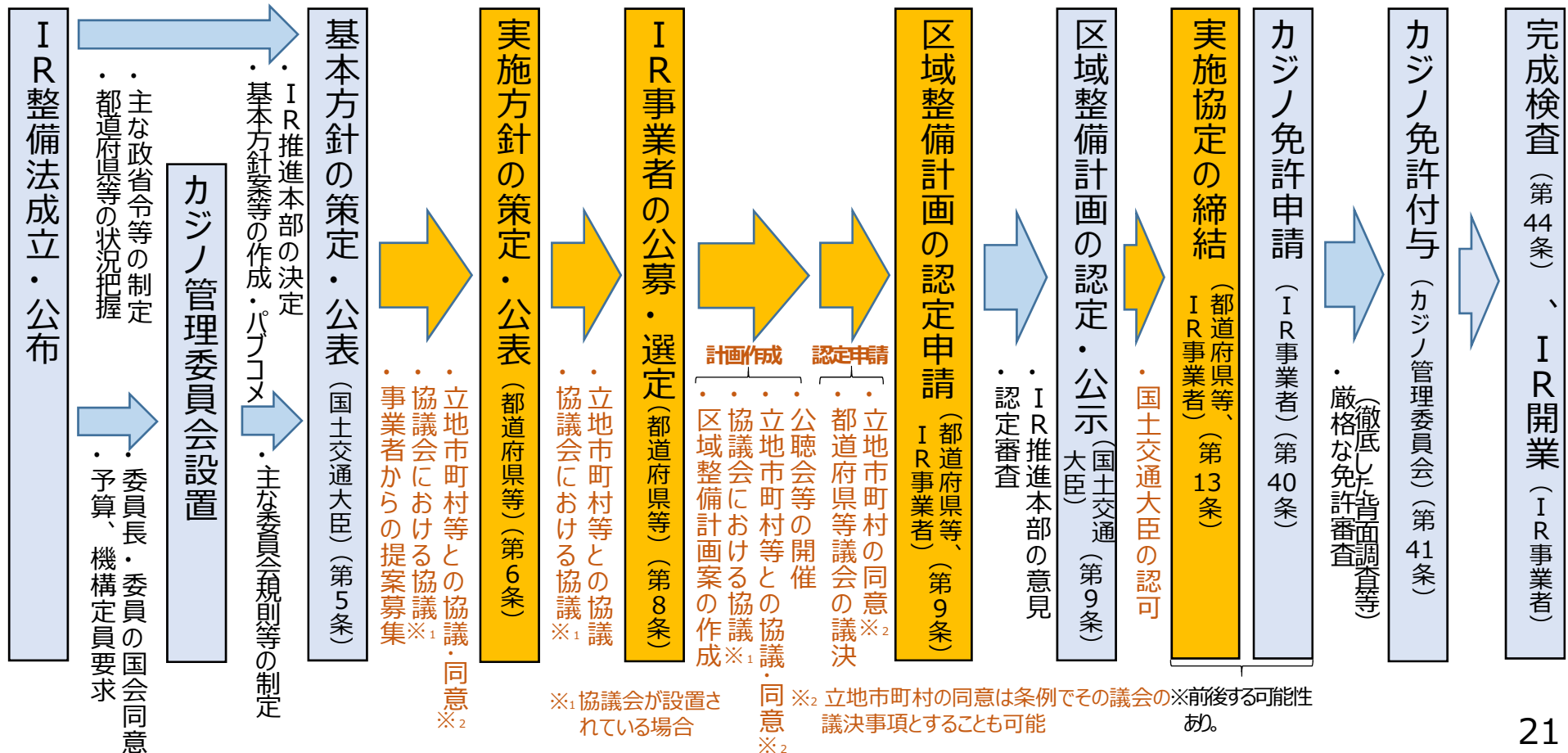
⇒A：IR整備法上の「役員」は、「業務を執行する社員（略）、取締役、執行役、会計参与（略）、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人等（略）に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは監査人、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む」とされており、会社法上の「取締役」に限定されるものではない（法第23条第2項）。

また、カジノ事業免許は認定設置運営事業者が申請を行うものであり、その「役員」が背面調査の対象とされていることから、カジノ事業部門以外の事業に従事する「役員」もその対象に含まれることになる（法第41条第1項第2号）。

3. 開業までのプロセス

開業までのプロセス

- カジノ管理委員会の設置後、国土交通大臣は、基本方針を策定し、公表。
- 都道府県等は、実施方針を策定し I R 事業者を選定。さらに、地域における十分な合意形成を行った上で、I R 事業者と共同して区域整備計画を作成し、認定を申請。
 十分な合意形成の例：協議会における協議、立地市町村等との協議・同意、公聴会の開催、認定申請についての都道府県等議会の議決、(申請主体が都道府県の場合)立地市町村の同意 等 (立地市町村の同意は条例でその議会の議決事項とすることも可能)
- 国土交通大臣は、公正かつ客観的な審査により区域整備計画を認定 (認定区域整備計画の上限数は3) 。
- カジノ管理委員会は、厳格な免許審査 (徹底した背面調査等) を行った上で、カジノ免許を付与。



申請プロセスや区域整備計画等に関してよく聞かれる質問①

【申請主体に関する事項】

Q11：都道府県と政令指定都市の共同申請は認められるのか。

⇒A：申請主体は一の都道府県又は政令指定都市（IR区域の全部を包含するものに限る。）に限られる。このため、共同して申請することは認められない。

【実施方針や実施協定に関する事項】

Q12：実施方針について、国としてガイドライン等を示すのか。

⇒A：実施方針は基本方針に即して定めることになるが、実施方針の作成の一助となるよう、基本方針の作成と併せて、何らかの形で必要な情報提供を行うことも検討中。

Q13：都道府県等がIR事業者を公募する際に、資本構成に制限を設けることは可能なのか。また、仮に地元企業等がIR事業者の構成員となった場合に、区域整備計画の申請時に優位に取り扱われるのか。

⇒A：IR事業者の資本構成については、内外無差別であり、資本構成を制限するような措置は考えていない。

Q14：実施協定について、その内容について国としてガイドライン等を示すのか。また、記載事項とされている「設置運営事業等の継続が困難となった場合における措置」には具体的にどのようなことを記載することを想定しているのか。

⇒A：実施協定に関しても、都道府県等において準備が進められるよう、何らかの形で必要な情報提供を行うことも検討中。

また、実施協定には、IR事業の継続が困難となった場合における措置を記載することとされているが、当該措置については、都道府県等とIR事業者との間で、継続が困難になった要因に応じた負担関係を明記するなど、当事者間で合意した内容を記載いただくことを想定している。

申請プロセスや区域整備計画等に関してよく聞かれる質問②

【事業者の公募に関する事項】

Q15：法定の選定手続に先立って、都道府県等において、独自にRFI（情報提供の募集）やRFC（コンセプトの募集）を実施することは認められるのか。

⇒A：都道府県等が、法定の選定手続に先立って、実施方針の策定にあたり、事業者に対してRFI、RFC等を行うこと自体は妨げられていない。なお、IR整備法上、都道府県等は、基本方針に即して、民間事業者の募集・選定に関する事項を含む実施方針を定めて公表し、当該実施方針に即して民間事業者を公募により選定することとされている。このため、選定の公平性・透明性を確保する観点から、実施方針の策定に先立ち、民間事業者の選定を事実上開始するようなことは想定していない。

Q16：都道府県等による事業者選定前に、国において、設置運営事業者等になろうとする者の廉潔性の確認は行われるのか。

⇒A：都道府県等による事業者選定前においては、カジノ管理委員会が審査すべき対象者が確定していない可能性があることなどから、国として事前に調査を行うことは考えていない。

【区域整備計画に関する事項】

Q17：区域整備計画を国土交通大臣に申請するに当たって、IR区域の土地の権原の確認や資金調達の確実性の確認等はどの程度行われるのか。

⇒A：認定の具体的な手続・基準については今後検討することとなるが、区域整備計画の認定基準として、「設置運営事業等が円滑かつ確実に行われると認められること」（法第9条第11項第3号へ）が定められていることから、区域の土地権原や、資金調達の確実性についての根拠資料の提出を求めることを想定している。

申請プロセスや区域整備計画等に関してよく聞かれる質問③

【区域整備計画に関する事項】

Q18：当初の区域整備計画の計画期間中に、IRを拡張することを想定している場合、それを記載することは認められるのか。

⇒A：法第17条第2項により、法第2条第1項第1号～第5号の施設が区域整備計画の内容のとおりすべて設置された後でなければ、カジノ施設の営業は認められないと考えている。そのため、カジノ施設が最初に開業する時点でのIR整備法第2条第1項第1号～第5号に掲げる施設の内容のみを記載することを想定している。

【納付金・入場料に関する事項】

Q19：区域整備計画に「認定都道府県等納付金の使途」を記載することとされているが、IRが立地する市町村等以外にも交付することはできるのか。

⇒A：IR整備法第9条第2項第10号において、「立地市町村等その他の関係地方公共団体に交付する場合には、その条件を含む。」とされており、交付の条件を記載すれば、立地市町村等以外の関係地方公共団体にも交付できる。交付対象となる関係地方公共団体については、一義的には、区域整備計画を作成する都道府県等が判断することとなるが、県境を越える場合も含め、周辺自治体の様々な協力が必要な場合も想定されることから、IR区域の周辺自治体についても、認定都道府県等納付金の交付対象に含まれ得る。

Q20：区域整備計画に納付金の使途を記載することになっているが、どの程度具体的に記載することが求められるのか。

⇒A：具体的な記載方法は今後検討することになるが、納付金等の配分額や交付対象となる事業内容（事業費、交付先等）の予定など具体的な使途が分かる記載を求めることを想定。

Q21：入場料について、納付金と同様に、立地市町村等に配分してもいいのか。

⇒A：認定都道府県入場料の使途については、「IR推進会議取りまとめ」（平成29年7月31日）等を踏まえ、一般財源として公益目的に用いることとしており、区域整備計画を作成する都道府県等の判断により、立地市町村等へ配分することは問題ない。

I R 事業・カジノ事業の運営に係る基本的枠組み

国土交通大臣の認定・評価

国土交通大臣による基本方針の策定（法第5条）、区域整備計画の認定（法第9条）

国土交通大臣による評価（法第37条）：国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画（事業計画を含む）の実施状況について評価を行わなければならない／都道府県等及びI R事業者は、評価結果を認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させねばならない

毎年度

事業計画（法第16条）：事業基本計画に基づく、毎事業年度におけるI R施設の維持管理、設備投資その他の事業活動に関する計画～I R事業者が毎事業年度の開始前に作成し、国土交通大臣に届出

認定区域整備計画（法第9条）：計画の意義・目標／区域の位置・規模／事業者の名称・住所・代表者氏名／事業基本計画（施設の種類・機能・規模等「設置運営事業等」の基本となる事項に関する計画）／区域整備の推進に関する施策・措置／国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策・措置／カジノ施設の有害影響排除のための施策・措置／経済的社会的効果／入場料納付金の使途／納付金の使途～都道府県等がI R事業者と共同作成、国土交通大臣が認定

初回10年、その後5年毎に認定更新

実施協定（法第13条）：具体的な実施体制・実施方法／継続困難時の措置／区域整備の推進、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策・措置／カジノ施設の有害影響排除のための施策・措置／協定違反時の措置／協定の有効期間／その他～都道府県等とI R事業者が国土交通大臣の認可を受けて締結

協定の有効期間は都道府県等とI R事業者の合意次第

カジノ管理委員会の免許

カジノ事業免許（法第39条）：認定設置運営事業者は、カジノ管理委員会の免許を受けたときは、当該免許に係るカジノ施設において、当該免許に係る種類及び方法のカジノ行為に係るカジノ事業を行うことができる。

免許の申請（法第40条）：申請書の記載事項、添付書類等

免許の基準等（法第41条）：適格要件／欠格要件／条件付与等

免許状等（法第42条）：カジノ管理委員会による免許状の交付等

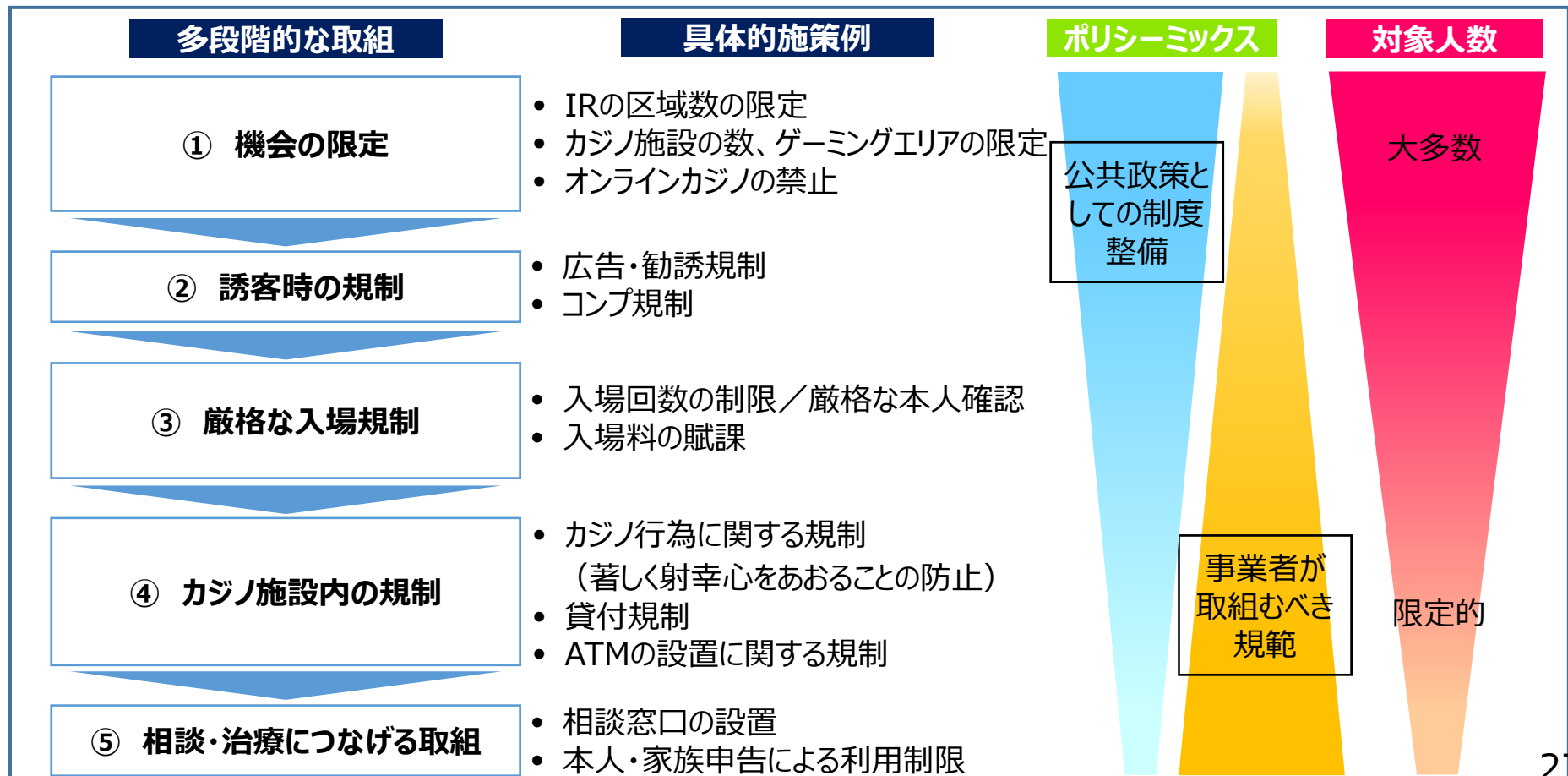
免許の有効期間等（法第43条）：第39条の免許の有効期間は、当該免許の日から起算して3年
期間満了後引き続きカジノ事業を行おうとするカジノ事業者は、当該免許の更新を受けなければならない。

4. 弊害防止対策

公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；弊害防止対策

【依存防止対策の考え方】

- **重層的／多段階的取組の必要性**：カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要。
- **公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス**：(A)：公共政策として制度を整備するもの、(B)：カジノ事業者が取組むべき責任として確立するもの、(C)：(A)と(B)の両方の取組が求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある。



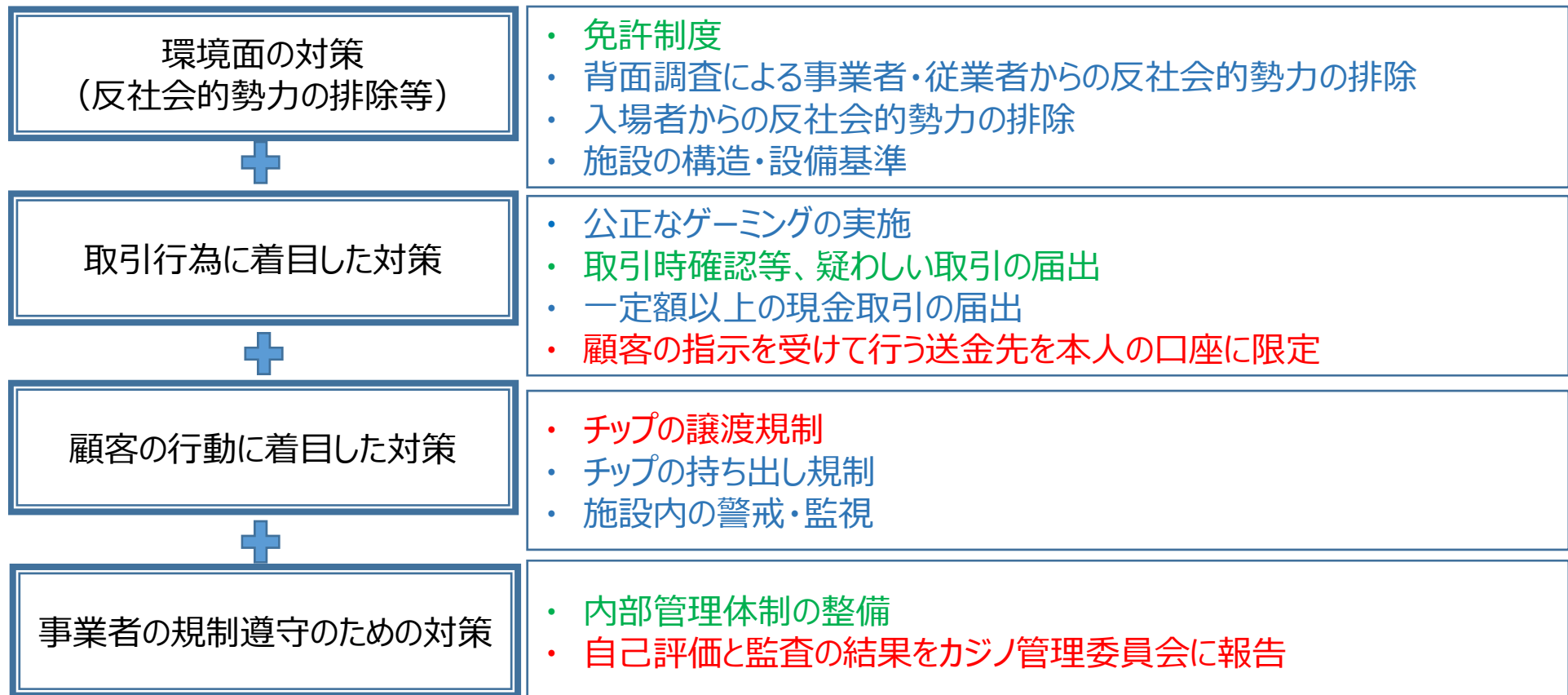
公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；弊害防止対策

【マネー・ローンダリング対策等】

- ① 犯罪収益移転防止法の枠組みに加え、一定額以上の現金取引の報告を義務付け
- ② 暴力団員の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員本人に義務付け

等

＜マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組み＞



緑字：FATF勧告で求められている対策 青字：諸外国で実施されている対策 赤字：日本独自の対策

特定複合観光施設区域整備法における依存防止対策の概要

責務

- **国及び地方公共団体の責務**【第3条・第4条】
国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策を策定し、実施する責務を有する。

IR区域制度

- **基本方針、実施方針**に基づき、**区域整備計画、実施協定**において、都道府県等・立地市町村等及びIR事業者が実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除のために必要な施策及び措置を規定【第5条・第6条・第9条・第13条】
- **認定区域整備計画の数の上限は3とする**【第9条⑩七】
- IR事業者に対し、区域整備計画及び実施協定に従った**IR事業の実施**、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関する**国及び都道府県等が実施する施策への協力**を義務付け【第15条】
- 国土交通大臣は、関係行政機関の長と協議の上認定区域整備計画の**実施状況を評価**。認定都道府県等及びIR事業者に対し、当該評価結果を認定区域整備計画に係る**業務運営の改善に反映**することを義務付け【第37条】

カジノ規制

- **カジノ事業者に対して、依存防止規程に従って、以下の依存防止措置を講じることを義務付け**【第68条】
 - ・ 本人・家族申告による利用制限、依存防止の観点から施設を利用させることが不適切であると認められる者の利用制限
 - ・ 相談窓口の設置等
 - ・ 依存防止措置に関する内部管理体制の整備（従業員の教育訓練、統括管理者・監査する者の選任、自己評価の実施等）
- ※ 依存防止規程については、免許申請時にカジノ管理委員会が審査（変更は認可が必要）【第41条⑪十三】
- **日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限**【第69条⑪四・五】。
- **日本人等の入場者に対し、入場料・認定都道府県等入場料として、それぞれ3千円/回（24時間単位）を賦課**【第176条・第177条】
- **その他**
 - ・ カジノ行為区画のうち専らカジノ行為の用に供される部分の面積を規制（上限については政令で規定）【第41条⑪七】
 - ・ カジノ行為の種類及び方法・カジノ関連機器等の規制【第2条⑦・第73条・第74条】
 - ・ 日本人等に対する貸付業務の規制【第85条・第86条】
 - ・ 広告及び勧誘の規制【第106条】
 - ・ カジノ行為関連景品類の規制【第108条】

納付金の使途

- 国庫納付金及び認定都道府県等納付金の相当額を充当する経費の一つとして、上記の**国及び地方公共団体の責務を達成するための施策等に必要経費**を規定【第231条・第232条】

【都道府県等独自の弊害防止対策に関する事項】

Q22：都道府県等の措置として、入場料や入場回数に独自の上乗せ規制を加えることや、法定されていない事項について上乗せ規制をすることは認められるのか。

⇒A：想定されている内容によるため、一概にお答えすることは困難。一般論として、IR整備法では、一律の入場回数制限等に加え、利用者の個別の事情に即した利用制限措置をカジノ事業者に対して義務付けるなど必要十分な対策を盛り込んでいると考えており、法定されていない事項について、条例において独自に一律の規制をする合理的な理由はないと考えている。他方で、各都道府県等において、相談・治療体制を整備し、依存に関連する普及啓発を強化する等の取組を実施することは、有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策として十分考えられる。

【カジノ施設に入場する際に行われる本人確認方法に関する事項】

Q23：日本人等がカジノ施設に入場する際の本人確認の方法として、個人番号カードが義務付けられているが、生体認証等を活用し、個人番号カードの提示を求めないことは可能なのか。

Q24：カジノ施設への2回目以降の入場については、個人番号カードの公的個人認証を使わない方法で、本人確認等を行うことは認められるのか。

⇒A：IR整備法第70条第1項は、法律上、個人番号カードを取得できる者には、カジノ施設への入場の都度、個人番号カードの提示を義務付けている。また、その際の本人確認及び入場回数管理の方法は、今後カジノ管理委員会規則で定めることになるが、カジノ施設への入場の都度、個人番号カードのICチップに格納されている電子証明書を用いた公的個人認証を活用することを想定。

弊害防止対策等に関してよく聞かれる質問②

【コンプに関する事項】

Q25：コンプの提供はどこまで許容されるのか。

⇒A：カジノ事業者その他の事業者は、カジノ行為関連景品類（コンプ）を提供するに当たっては、その内容、経済的価値又は提供方法が善良の風俗を害するおそれのあるものとしてカジノ管理委員会規則で定める基準に該当することのないようにしなければならないとされており、カジノ行為関連景品類を提供する事業者はその範囲内においてカジノ行為関連景品類の提供が可能である。

なお、カジノ事業者よりカジノ行為に付随して提供されるカジノ行為関連景品類（法第2条第13項第1号に掲げるもの）については、景品類の価額の最高額、総額等を制限する不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第4条の規定は適用されない一方で、カジノ事業者その他の事業者よりカジノ行為に付随しないで提供されるもので、チップと交換することができるカジノ行為関連景品類（同項第2号に掲げるもの）については、同法第4条の規定の適用を受ける。

<不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規制の概要>

懸賞によらず、商品・サービスの利用者や来店者に対してもれなく提供される景品類の最高額は、

- ・ 取引価額が1,000円未満の場合、200円
- ・ 取引価額が1,000円以上の場合、取引価額の10分の2とされている。

特定複合観光施設区域整備法におけるマネー・ローンダリング対策の概要

犯罪収益移転防止法による規制（カジノ事業者を同法の規制対象に追加）

- チップの交付等の一定の取引（政令で規定）について、犯罪収益移転防止法の規制対象となる取引に追加し、顧客に対する取引時確認、取引記録の作成・保存、疑わしい取引のカジノ管理委員会への届出等を義務付け。【附則第11条による犯罪収益移転防止法の改正】

特定複合観光施設区域整備法における上乗せ規制

1. 犯罪収益移転防止規程の作成の義務付け及びカジノ管理委員会による審査

- 犯罪収益移転防止規程には、以下の事項の記載を義務付け。【第41条①十四・第56条①】
 - ・取引時確認の的確な実施に関する事項
 - ・取引記録等の作成及び保存に関する事項
 - ・疑わしい取引の届出に係る判断の方法に関する事項
 - ・取引時確認をした事項を最新の内容に保つための措置、従業員の教育訓練等の内部管理体制の整備に関する措置、チップの譲渡等の防止のための措置及び一定額以上の現金取引の届出に関する事項

2. 一定額以上の現金取引の届出の義務付け

- カジノ事業者に対し、顧客との間で行う一定額（政令で規定）以上の現金取引についてカジノ管理委員会への届出を義務付け。【第109条①／罰則：第241条十一（100万円以下の罰金）】
 - ※ 本届出事項は、疑わしい取引の届出事項とともに、カジノ管理委員会から国家公安委員会に通知。【第109条②】

3. チップの譲渡・譲受け・持ち出しの規制

- 顧客に対し、顧客間のチップの譲渡・譲受け（親族間のものを除く。）、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを禁止。
【第175条①②／罰則：第239条②二（1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又は併科）】
- カジノ事業者に対し、顧客間のチップの譲渡・譲受け、カジノ行為区画外へのチップの持ち出しを防止するために必要な措置を講ずることを義務付け。【第104条①②】

特定複合観光施設区域整備法における暴力団員等の排除等の概要

カジノ事業者等からの暴力団員等の排除等

(カジノ管理委員会が、自ら調査で確認するほか、警察と連携して確認した上で審査)

1. カジノ事業の免許等において以下の人的要件を規定

- ① 十分な社会的信用を有する者
- ② 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）に該当しない者
＜上記の人的要件の審査対象者＞
 - カジノ事業免許の申請者及びその役員等【第41条】
 - 主要株主等（5%以上の議決権又は株式等の保有者）及びその役員等【第41条・第60条】
※ このほか、カジノ事業者に対し、株主等の十分な社会的信用を確保するために必要な措置（株式等の保有又は譲渡を制限する措置等）及び株主名簿等の定期的な提出を義務付け。【第64条】
 - 施設土地権利者及びその役員等【第41条・第138条】
 - カジノ業務等の従業者【第116条・第121条】
 - 契約の相手方及びその役員等【第94条・第101条】
※ 上記の審査対象者の「十分な社会的信用」を審査する上で必要と認められる他者に対しても必要な調査を実施。

2. このほか、カジノ施設供用事業の免許【第4章】、カジノ関連機器等製造業等の許可【第6章】、カジノ関連機器等外国製造業の認定【第6章】、指定試験機関の指定【第6章】等において上記1と同様の人的要件を規定

カジノ施設への入場者からの暴力団員等の排除等

(カジノ事業者が、自ら調査で確認するほか、警察と連携して確認)

- ① 暴力団員等に対し、カジノ施設への入場又は滞在等を禁止。
【第173条／罰則：第237条②一（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科）】
- ② カジノ事業者に対し、暴力団員等をカジノ施設に入場させ、又は滞在させること等を禁止。
【第69条二／罰則：第237条①六（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科）】
- ③ カジノ事業者に対し、カジノ施設等の秩序維持措置として、不適切者の利用を禁止・制限する措置を義務付け。【第110条】

特定複合観光施設区域整備法における特定金融業務等の概要

業務内容及び業務を行える者の限定等

- (1) 特定金融業務は、顧客の利便性や諸外国のカジノの実態等を参考にして、次の業務に限定【第2条⑧ニイ～ニ】
- ① 特定資金移動業務：銀行等の金融機関を介し、カジノ事業者の管理する顧客の口座と当該顧客の預貯金口座との間の当該顧客の金銭の移動に係る為替取引を行う業務
 - ② 特定資金受入業務：顧客の金銭を受け入れる業務
 - ③ 特定資金貸付業務：顧客に金銭を貸し付ける業務
 - ④ 金銭の両替を行う業務
- (2) 特定資金貸付契約に基づく債権取立業務のみ委託可能【第93条①二】
- (3) カジノ施設内における第三者による貸付業務等を禁止【第92条】

個別業務に関する規制

※ 銀行法の適用除外【第76条③】

- (1) 特定資金貸付業務に関する規制【第85条～第90条】
- ① 貸付対象者の限定【第85条①】
 - ・本邦内に住居を有しない外国人
 - ・カジノ管理委員会規則で定める金額以上の金銭をカジノ事業者の管理する口座に預け入れている日本人等
 - ② 特定資金貸付契約の返済期間の上限は2月【第85条②】、利息の禁止【第85条③】、遅滞違約金の上限は年14.6%【第85条④】、保証契約の禁止【第85条⑤】
 - ③ 顧客ごとに指定信用情報機関（本邦内に住居を有しない外国人の場合は、指定信用情報機関に相当するものとしてカジノ管理委員会が適当と認める者）の信用情報等を使用した貸付限度額の設定の義務付け、貸付限度額を超える特定資金貸付契約の禁止【第86条】
 - ④ 取立て行為の規制【第88条】
 - ⑤ 債権を譲り受けた者に対する利息や取立て行為等の規制【第90条】
- (2) 特定資金移動業務及び特定資金受入業務に関する規制【第79条～第84条】
- ① 特定資金移動業務は、同一の顧客名義の口座間の資金移動に限定【第79条】
 - ② 特定資金移動業務及び特定資金受入業務について、保証金の供託を義務付け【第80条～第83条、第84条②・③】
 - ③ 特定資金受入業務における手数料の受領及び利息の支払の禁止【第84条①】
- (3) 特定金融業務全般に関する規制【第76条～第78条】
- ① 偽りその他不正又は不当な行為、顧客保護に欠けるおそれのある行為の禁止【第76条②】
 - ② 内部管理体制（行為準則の作成、従業者の教育訓練等）の整備義務【第76条④】
 - ③ 顧客・業務ごとの記録作成、カジノ管理委員会への報告書の提出義務【第77条、第78条】

その他の規制

- ① チップの交付等におけるクレジットカードの使用は、本邦内に住居を有しない外国人のみに容認【第73条⑨】
- ② 契約規制により、カジノ施設内のATMの設置を禁止【第94条一ハ】、カジノ施設周辺においては貸付機能の付いていないATMの設置のみを容認【第94条一ト】

5. 刑法の賭博に関する法制との整合性

I R・カジノ制度と刑法の賭博に関する法制との整合性

- 「目的の公益性」を始めとする諸要素は、I R・カジノ制度について、刑法が賭博を犯罪と規定した趣旨と整合しているものであるかどうかを判断する上での考慮要素の例示である。したがって、I R・カジノ制度について刑法の賭博に関する法制との整合性を検討するに当たっては、基本的には、制度全体を総合的に考察・評価することが必要かつ適切である。
- 附帯決議第2項は、そのような趣旨から、これらの考慮要素を「検討」の「観点」として示していると考えられる。その場合、以下のような事項は、そのような「検討」の「観点」と関連するものと整理している。特定複合観光施設区域整備法は、以下の「各観点に関連する主な事項」を踏まえて立案されており、したがって、全体として、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られていると考えている。

【検討の観点】	【各観点に関連する主な事項】
① 目的の公益性	<u>カジノ収益の内部還元によるI R区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現</u>
② 運営主体等の性格	<u>カジノ事業免許の原則に基づく事業者その他関係者の厳格な管理・監督、認定都道府県等と共同したI R区域整備の推進による公益の追求</u>
③ 収益の扱い	<u>カジノ収益の内部還元によるI R区域の整備を通じた観光振興等、カジノ収益の社会還元を通じた公益の実現、カジノ収益の不当な部外流出の防止</u>
④ 射幸性の程度	<u>I R区域の数・カジノ施設の数及び面積の制限、カジノ行為の種類及び方法の制限、カジノ施設へのアクセス等の制限、公正なカジノ行為の実施の確保</u>
⑤ 運営主体の廉潔性	<u>カジノ事業の免許制による廉潔性の確保、内部管理体制の整備、カジノ関連機器等製造業等の許可制による廉潔性の確保</u>
⑥ 運営主体の公的管理監督	<u>専門の規制・監督機関であるカジノ管理委員会による規制・監督、主務大臣・認定都道府県等による規制・監督</u>
⑦ 運営主体の財政的健全性	<u>カジノ事業免許申請時の財政的健全性の審査、財務に係る内部管理体制の整備等</u>
⑧ 副次的弊害の防止	<u>重層的／多段階的な依存防止対策、青少年の健全育成対策、上乗せしたマネー・ローンダリング対策等</u>

6. 主な政令事項の基本的な考え方

6. 主な政令事項の基本的な考え方；MICE施設の要件① (法第2条第1項第1号・第2号関係)

国際会議及び展示会等を規模・開催頻度に応じ、次ページの①から③の3つのカテゴリーに分類。当該分類に従い、都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、以下の3つの類型を設け、いずれかの類型を選択させるべき。

■「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設であって、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を併設するもの（次ページの緑枠の組み合わせ）

【国際会議場施設】

- ・国際会議場施設で開催される国際会議のうち、我が国で開催される可能性がある国際会議の全てに対応可能な規模のものであること
- ・少なくとも、複数の「大規模な国際会議」の同時開催が可能な規模のものであること
- ・最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること

【展示等施設】

- ・「一般的な規模の展示会」に対応可能な規模であること

■「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設であって、「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設を併設するもの（次ページの青枠の組み合わせ）

【国際会議場施設】

- ・「一般的な規模の国際会議」に対応可能な規模のものであること
- ・最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること

【展示等施設】

- ・「極めて大規模な展示会」に対応可能な規模のものであること
- ・少なくとも、複数の「大規模な展示会」の同時開催が可能な規模のものであること

■「大規模」な「国際会議及び展示会」が開催可能な規模を有し、バランスが取れている総合的なMICE施設（次ページの黄枠の組み合わせ）

【国際会議場施設】

- ・「大規模な国際会議」に対応可能な規模のものであること
- ・少なくとも、複数の「一般的な規模の国際会議」の同時開催が可能な規模のものであること
- ・最大の会議室の収容人数と同数以上の収容人数の規模の中小会議室群を有すること

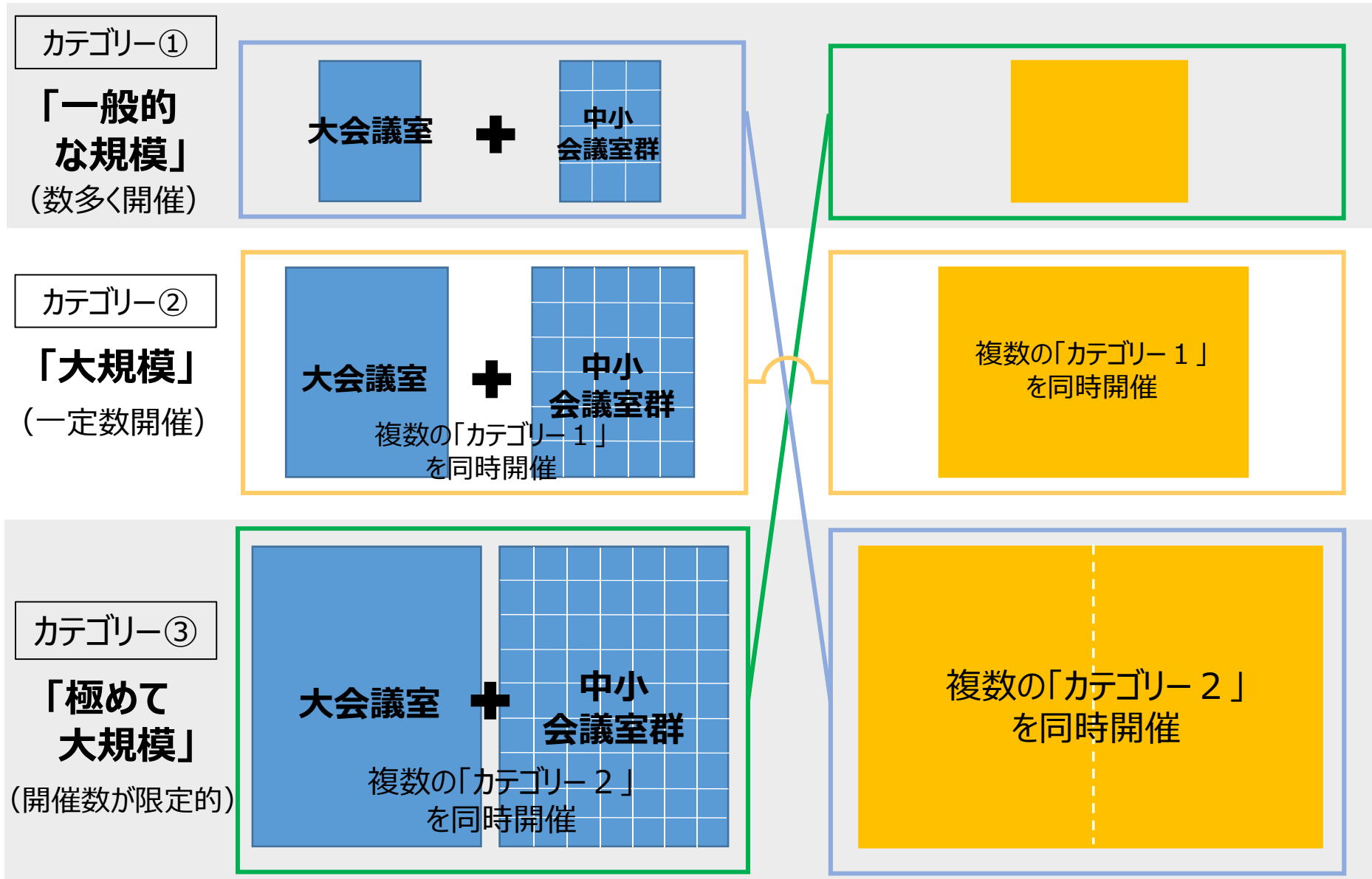
【展示等施設】

- ・「大規模な展示会」に対応可能な規模のものであること
- ・少なくとも、複数の「一般的な規模の展示会」の同時開催が可能な規模のものであること。その際、絶え間なく、展示会が開催できるような規模のものであること

6. 主な政令事項の基本的な考え方 ; MICE施設の要件② (法第2条第1項第1号・第2号関係)

国際会議場施設

展示等施設



6. 主な政令事項の基本的な考え方；魅力増進施設及び送客施設（法第2条第1項第3号・第4号関係）

（法第2条第1項第3号関係）

【魅力増進施設】

以下の①又は②のいずれかを選択できることとした上で、③の要件を満たす機能を有するものとするべき。都道府県等や民間事業者の創意工夫がいかせるよう、具体的なコンテンツの内容や発信手法については、都道府県等や民間事業者に委ねることとするべき。

① **多様なコンテンツを、内容に応じた発信手法に絞った上で、魅力を幅広く伝える**

：特定のジャンル（例えば演劇・演芸）について総合的かつ体系的にまとめ、最も適した発信手法に絞って発信する。

② **コンテンツを絞った上で、多様な発信手法を活用し、魅力をより深く伝える**

：特定のジャンルの中からさらにテーマ（例えば歌舞伎や落語等）を絞った上で、あらゆる発信手法を活用して発信する。

③ **魅力増進施設がその誘客効果を維持・向上させる仕組み**

：新たなコンテンツの創造や、発信手法の工夫による既存のコンテンツの発展に取り組む。

（法第2条第1項第4号関係）

【送客施設】

以下の①～④を全て満たすものとするべき。

① **ショーケース機能**：日本各地の観光の魅力や旅行者に必要な情報を、VR等の最先端技術等を活用し、効果的・適切な方法で発信

② **コンシェルジュ機能**：利用者の関心等に応じ、旅行計画を提案し、必要なサービスの手配をワンストップで実施

③ **多言語対応機能**：上記①・②について、英語を含め複数の外国語で提供

④ **十分な施設規模**：多数の来訪客に対応できる情報提供・接客や待合のスペースを具備

6. 主な政令事項の基本的な考え方；宿泊施設（法第2条第1項第5号関係）

宿泊施設全体として、一定規模以上の総客室面積を有するものとすべき。その際、以下の①～③を勘案したものとすべき。

- ①世界水準の宿泊施設の最小の客室の一部屋当たりの客室面積
- ②(i) 世界水準の宿泊施設のスイートルームの一部屋当たりの客室面積
(ii) 諸外国のIRの宿泊施設の総客室数に対するスイートルームの割合
- ③諸外国のIRの宿泊施設の総客室数

		世界的なブランド の宿泊施設※1	諸外国のIRの宿 泊施設※1※2	日本を代表する 宿泊施設※3	日本の大規模な 宿泊施設
最小 客室 面積 (㎡)	スイートルームの 最小客室面積の平均	67.0	65.6	58.7	64.1
	最小客室面積の平均	39.7	40.0	29.0	17.7
客 室 数	総客室数の平均	273	2,495	930	1,554
	スイートルーム数 の平均	35	617	47	28
	スイートルーム割合※4 の平均 (%)	14.8	19.2	5.3	2.3

※1：直近10年間（2009年以降）で整備されたものの平均。 ※2：IRの立地する国・地域ごとに平均を算出した上で、全体の平均を算出。

※3：「帝国ホテル東京」、「ホテルオークラ東京」、「ホテルニューオータニ東京」の3施設の平均

※4：上記の「スイートルーム数」を「総客室数」で除したのではなく、スイートルームの客室数が判明している宿泊施設の割合を平均したもの。

（出典）各施設HPやヒアリング等を基に事務局において作成。

6. 主な政令事項の基本的な考え方；カジノ規制

【専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限】（法第41条第1項第7号関係）

「IR施設全体の面積」に対する「一定の割合」を超えない面積とし、「IR施設全体の面積」は、IR施設の公益的機能を発現する部分である「IR施設の建築物の床面積の合計」とし、「一定の割合」は「**3%**」とすべき。

【IR区域以外の地域でカジノ事業等に広告物の表示等が制限されない施設】（法第106条第2項第1号関係）

- ・不特定多数の日本人が利用できない施設である、「**国際線（チャーター便を含む。）が就航する空港や外航旅客定期航路事業や外航クルーズ船が就航する港湾の旅客ターミナル**」に限定すべき。
- ・上記施設の中でも、日本人が多く利用する区域があることから、「**入国審査等、外国人旅客が入国手続を完了するまでの間に滞在することができる部分**」に限定すべき。

【マネー・ローンダリング対策（本人確認の対象となる特定取引の範囲・CTRの範囲）】（犯収法別表、法第109条第1項関係）

- ・カジノ事業者と顧客との間の**現金とチップと交換、顧客口座の開設、金銭の受入れ、貸付け等に係る取引、コンプの提供等に係る取引**とし、その**閾値**を定める場合には、**FATF勧告（3千ドル/ユーロ）**を参考とすべき。
- ・現金取引報告の対象となる取引の範囲については、カジノ事業者と顧客との間の現金とチップの交換など、**現金の受払いが行われる取引**とし、その**閾値**については、**米国（1万ドル超）やシンガポール（1万シンガポールドル以上）**を参考とすべき。

【カジノ事業の免許等の際の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪の考え方】（法第41条第2項第1号へ等関係）

- ・「カジノ事業者・カジノ施設供用事業者及びこれらの役員」の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪として政令で定めるものは、「善良の風俗の確保や反社会的勢力の排除の観点」、「健全な組織運営の確保の観点」、「健全な事業活動の確保の観点」のために、必要な罪とすべき。
- ・上記以外の者の欠格事由となる罰金刑の対象となる罪として政令で定める者は、カジノ事業への関与の程度等に応じて、上記のうち、必要な罪とすべき。

【カジノ施設の入場規制、一定の者のカジノ行為の禁止規制の例外的考え方】（法第68条第1項第1号、第69条、第173条、第174条第2項）

- ・「**業務又は公務**」のためにカジノ施設に入場・滞在する場合は、
 - ① **20歳未満の者**について、**カジノ施設への入場禁止の対象から除く**
 - ② **入場回数制限を超過する者**について、**カジノ施設への入場禁止の対象から除く**
 - ③ 上記①及び②の者も含め、**入場料の賦課及び入場回数制限の対象から除く**こととすべき。ただし、20歳未満の者については、「業務」の場合には、カジノ施設のうち、「カジノ行為区画」や「本人確認区画」への入場・滞在は認めないこととすべき。
- ・**カジノ管理委員会事務局の職員が所掌事務の遂行に必要な調査としてカジノ行為を行う場合はカジノ行為の禁止対象から除く**こととすべき。

その他、例えば入場料納付金等の納付手続等、カジノ規制に係る技術的・専門的な事項については、政府において他法令等を参考に適切に検討進めるべきとされた。42

主な政令事項の考え方に関してよく聞かれる質問

Q26：専らカジノ行為の用に供される部分（ゲーミング区域）の床面積の上限を算出する場合の分母となる「IR施設の建築物の床面積の合計」とされているが、「建築物」にはどのようなものが含まれるのか。

⇒A：「建築物」とは、IR施設のうち建築基準法第2条第1項第1号の定義に該当する全ての建築物とすることを想定しており、この場合、例えば屋根のない屋外駐車場等は分母に含まないこととなる。